

学校部活動の地域展開の現状と課題

1 学校部活動の地域展開とは

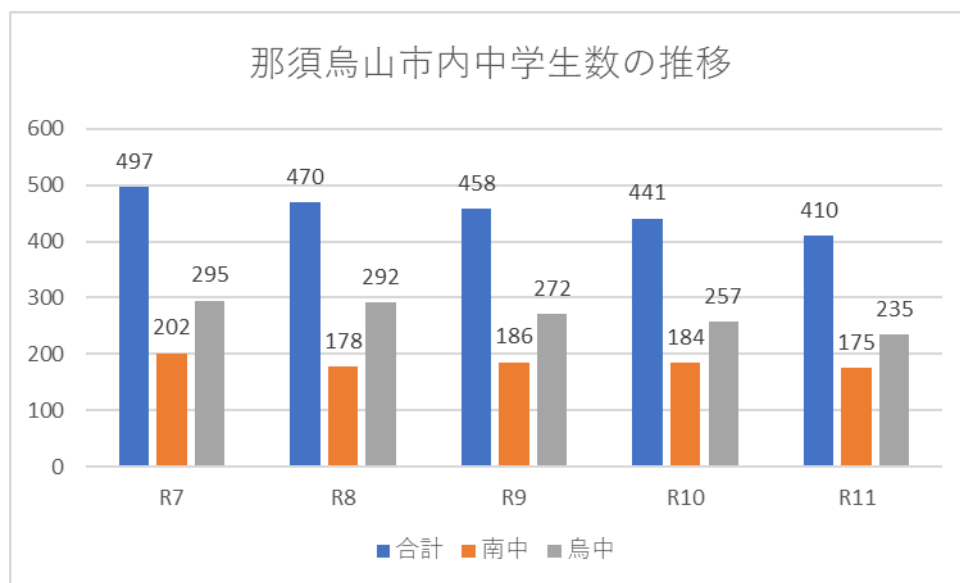
「地域の子どもは、学校を含めた地域で育てる」といった考えのもと、今後学校部活動の存続が困難な状況になっても、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保していくために、また、学校部活動に係る教員の負担軽減を図るために、学校単位で実施してきた『部活動』から、学校の枠を越え地域全体で実施する『地域クラブ活動』へと展開していくことを言う。

2 地域展開の必要性

- 少子化の影響によって、学校部活動の部員数が減少し、従来のような部活動運営が困難な状況になっている。
- 過労死ラインを超える時間外在校等時間となる教員が、特に中学校に多く在籍し、その時間外在校等時間の大半を占めるのが、部活動指導に従事する時間となっている。
- 子どもたちを取り巻くスポーツ・文化芸術活動環境には多くの課題が潜在しているため、国を挙げての部活動の地域展開が急務とされている。

3 本市の中学校部活動を取り巻く現状

- 本市の生徒数の推移は図1のとおり、減少することが見込まれる。
- 本市の部活動数は、常設の運動部が烏山中学校で7部、南那須中学校で6部、常設の文化部が烏山中学校で3部、南那須中学校で2部となっている。
- 部活動ごとの部員数は図2のとおりであり、特に3年生が引退した後の8月以降は、活動が成り立たない部活動が見られる。



【図1】 那須烏山市内中学生数の推移

	鳥山中学校						南那須中学校					
	男子			女子			男子			女子		
	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
バスケットボール	11	15	3	3	4	4	-	-	-	2	7	2
サッカー	9	3	12	1	0	0	3	11	6	0	1	0
剣道	0	2	4	0	0	0	2	1	3	0	0	2
卓球	6	3	12	3	9	5	1	10	7	4	13	2
バレーボール	-	-	-	10	7	7	-	-	-	-	-	-
軟式野球	0	6	6	0	0	0	4	7	2	0	1	1
ソフトテニス	8	13	15	9	13	10	12	13	13	11	5	15
吹奏楽部	0	0	0	4	12	10	2	6	0	5	2	10
科学部	9	5	5	7	1	4	-	-	-	-	-	-
美術部	0	1	0	12	6	10	-	-	-	-	-	-
デザイン部	-	-	-	-	-	-	4	3	4	7	2	5
特設部	陸上部、駅伝部 合唱部、郷土芸能部						陸上部、駅伝部、合唱部 科学部、ボランティア部 英語部					

【図2】部活動ごとの部員数（令和6年6月時点）

4 学校部活動と地域クラブ活動との違い

学校部活動は、「学校教育の一環」である一方、地域クラブ活動は「学校教育外の活動」となる。

	学校部活動	認定地域クラブ活動
	平日	休日
活動 (休業日)	各中学校の規定による (一日以上は休業日)	原則、土日のどちらか (一日以上の休業日を設定、できない 場合は別日に設定)
実施	学校	地域クラブ
指導者	教員	地域の指導者
保険	日本スポーツ振興センター	スポーツ安全保険など 一般的な保険
活動場所	主に学校	社会施設、学校など
専門的指導	教員によって差が大きい	専門性の高い指導が受けられる

5 計画期間

本計画は、国の改革実行期間である令和8年度から令和13年度の6年間とする。なお、国、県等の動向や進捗状況を踏まえ、必要に応じ適時見直しを行うものとする。

6 取組方針

計画期間を改革実行期間とし、休日の部活動を全て地域展開することを目指す。

7 学校部活動の地域展開の課題及び展望

(1) 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備

地域クラブ活動の運営団体・実施主体においては、市町等による企画・調整の下、認定要件等に則って持続的・安定的に生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を提供することが求められている。そのため、本市の実情を踏まえ、地域全体で関係者が連携して支えながら適切な運営体制の整備等を行う。

また、国ガイドライン及県プランにより示す地域クラブの認定要件及び認定手続等に基づき、認定を行う仕組みを構築する。

(2) 指導者等の質・量の確保

地域クラブ活動の円滑な実施について、地域の多様な人材等から、質・量とも十分な指導者等を確保することが不可欠である。参加者が中学生であることを踏まえ、適切な資質・能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者等による良質な指導を行う。

(3) 活動場所及び移動手段の確保

地域クラブ活動の機会を十分に確保するためには、学校施設の更なる利用促進に加え、学校施設の効果的管理等に取り組む必要があり、学校施設管理の在り方を整理する。また、活動場所への移動手段の確保が必要であり、多くの生徒が集まりやすい活動場所の確保と一体的に検討をする。

(4) 生徒の大会等参加の確保

これまで学校部活動として大会等に参加していた際に、顧問の教師等が担ってきた引率や大会運営、大会に参加する生徒への支援について、教師の負担を軽減しつつ、生徒が持続的に大会等に参加できるよう適切な対応を図っていく。

(5) 生徒の安全・安心確保のための体制整備

学校部活動と同様に、事故や暴力・暴言・ハラスメント等（性暴力等を含む）の不適切行為やいじめの防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築する。

(6) 生徒・保護者等の理解促進及び参画促進

学校部活動の地域展開を円滑に進めるために、生徒や保護者等に対して、学校部活動を取り巻く現状・課題や、改革の理念、地域展開による効果、地域クラブ活動の実施体制・活動内容、会費・保険の取扱い等について、丁寧に周知し理解を得る。

(7) 教職員の兼職兼業

「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」や「栃木県学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を踏まえ、地域クラブ活動での指導を希望する教員等が、兼職兼業により、地域クラブ活動の業務に従事できるよう仕組みづくりを構築する。